

特別代理人の選任の申立てについて

(後見人と被後見人との利益相反の場合)

静岡家庭裁判所

1 はじめに

後見人が、被後見人との間でお互いの利益が相反する行為（これを「利益相反行為」といいます）をするに。は、被後見人のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に申し立てなければなりません（民法826条1項、860条）。例えば、後見人が自己の債務の担保として被後見人が所有する不動産に抵当権を設定したいときや、被後見人との間で遺産分割の協議をしたいときには、この申立てをして、家庭裁判所に特別代理人を選任してもらう必要があります。

2 申立てに当たって必要なもの

- 申立書
- 収入印紙800円（申立書に貼付）
- 郵便切手880円（82円切手10枚、10円切手6枚）

(添付書類)

- 特別代理人候補者の住民票写し

(1) 遺産分割協議を目的とする場合

- 遺産分割協議書（案）
- 本人の法定相続分が確保されていることがわかる書面
例：遺産目録、遺産の評価額及び本人の取得額の一覧表
- ※ 遺産分割協議書（案）から遺産の評価額及び本人の取得額がわからない場合に必要

(2) 抵当権設定を目的とする場合

- 抵当権設定の契約書等（案）
- 金銭消費貸借契約書（案）（保証委託契約書（案））

(その他の添付書類)

(1) 不動産に関する場合

- 不動産の全部事項証明書
(既に提出してあり、記載内容に変更がない場合は不要)

(2) 後見登記事項に変更がある場合

- 申立人及び本人の住民票の写し、戸籍謄本

※ 上記書類以外に裁判所から書類の提出をお願いする場合があります。